

小値賀町議会第二回定例会
(第二日目)

一、出席議員

十人

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立伊岩浦小土末宮松近

石藤坪 辻 川永崎屋藤

隆忠義英 隆 重一良治育

教之光明郎佳朗保郎雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	住民課長	住民課理事	産業振興課長	産業振興課理事	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
西	谷	筒井	熊脇	中川	吉元	平湯	西村	尾崎	升水	尾野	田川	蛭川	松本
浩	良	英	一	一	勝	貴	久	孝	裕	英	幸	晴	充
三	一	敏	也	也	信	浩	之	三	司	昭	信	市	司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十四年六月十三日（水曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員）
- 第二 議案第三二号 小値賀町敬老祝金支給条例案

午前十時一分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・浦 英明議員、八番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、議案第三二二号、小値賀町敬老祝金支給条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第三二二号、小値賀町敬老祝金支給条例案について、ご説明をいたします。

皆様ご承知のように、従来の敬老祝金支給条例につきまして、今年三月三十一日をもって失効しているところでございます。

私の考え方は、三月の定例会の一般質問への答弁や臨時議会での折の再議書でも、詳細に述べさせていただきましたが、九月一日時点で、七十五歳以上の高齢者全員に支給をすべく、本条例案を提案するものでございます。

以下、条例案の詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますが、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 本条例につきましては、以前の敬老祝金支給条例を基本としておりまして、住民基本台帳法改正によります外国人登録関係の整理など、一部分の変更はありますが、原則的には大差はございません。

それでは、条文の概要を説明いたします。

第一条は、目的の定めでございまして、以前と同様となっております。

第二条は、支給要件の定めで、七十五歳以上の町民の方全員を対象に一律支給するということと、百歳到達者を対象にするということにしております。

第三条は、敬老祝金の額の定めですが、以前と同様の金額で、七十五歳以上八十七歳未満の方が六千円、八十八歳以上の方が八千円、百歳到達者が五万円としております。

第四条は、敬老祝金の未支給が発生した場合の対応を定めております。

第五条は、権利の譲渡等の禁止条項です。

第六条は、不平等により給付を受けた場合の返還規定でございまして。

第七条は、規則への委任規定でございまして。参考に、規則案を添付しております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤 議員

一番（近藤育雄） 町長、頂く側の意見や感謝の言葉は聞こえてきやすいと思いますが、逆の立場、つまりは負担を担う立場に立って考えたことがおありかどうか。また、そういった方々の意見が耳に入っているかどうかを、お伺いいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） お答えをいたします。

受給者と言いますか、受ける方からの感謝の言葉というのは、そうあんまり聞いた記憶もありませんし、この件に関しては、皆さん嫌がっているのかどうか分かりませんが、私の耳には直接あんまり入ることはございません。

考えということでしたね。私の考えは、いつも言っているとおりでございまして。

議長（立石隆教） 近藤 議員

一番（近藤育雄） マニフェストに沿って、完全実施したいという気持ちは分かります。でも、最近ですね、国内辺りを見

て、周りを見渡す時に、その時々々の情勢によつて、完璧な形での実施には、こぎ着けていないケースも多々あると思います。まあ、政権与党の子ども手当などですね。

町長が一律に全額を現金で支給するというところに、私は相当、拘つていると思うんですが、そこまで拘る理由がマネーフエルト以外に、何かこの最近の時勢に絡むようなことがあるんでしょうか？その点を伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この件についても、何回かお答えをしたことがあると思いますが、くどくは申しませんが、現金支給が原則であるという考えは変えておりません。ただ、昨日の行政報告の時にも申し上げたとおり、一部については、現金以外の支給も考えてみたいということですが、受給者、受ける方の気持ちとすれば、現金の方が良いのではないかと、そのように考えております。

議長（立石隆教） 近藤 議員

一番（近藤育雄） もう一点、質問させて下さい。質疑させて下さい。

高齢化率の上昇に伴つて、後期高齢者の予備軍とも言える方が多数控えている現状があります。また、この町依存財源に頼らざるを得ない財政体質の中で、この施策の継続的な実施が可能であるとお考えなのでしょうか？

また、持続可能でないとお考えならば、いつまでこれを実施するつもりなのか、お伺いいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これも、そもそも論になるかもしれませんが、財政状況は、かなり好転していることは皆様ご承知のとおりでございます。そういうことで、これがずっと何十年も続くということは、今、予測も出来ませんが、私は、ここ数年これを続けていって、小値賀町の財政が潰れるとか、そういうことは無いと、そういうふうな考えでございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はございませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 今、近藤議員の質問に関連して、私もちよつと質問いたします。

さつき、一律支給のことを言っておりますけれども、町長は、これは選挙公約と言っておりますけれども、私は一般質問で言つたとおり、私は「ばらまき」じゃないかというふうなふうに思っております。

長崎新聞を読んでみますと、このようなことが書いてありました。「ばらまき」とは、どのようなもので何故悪いのか。

これはですね、「世帯や個人に対して一律且つ直接的にお金を支給する方法を言うようである。」と、「お金を受け取る側の個別事情を考慮せず、また、その効果も計りにくいことから間違った方策と位置付けられておる。」というふうに書いております。私も全くそのとおりであるというふうに思っておりますけれども、このことをどういうふうに思っておりますかね。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私は、その記事を見ておりませんので、よく分かりませんが、まあそういう考えの人も居るのかなと、そう思います。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） そしたら、選挙公約と云うのであればですね、よく町長が言っておりましたですね。「融和を図る。」と「公平・公正な運営を行う。」と、こういうことを選挙期間中にだいぶん耳に聞きました。それで、私はですね、直接町長から言われましたけれども、「議員の言うことは聞かない。」と「私は首長だ。」と、こういうことを言っておりましたけれども、こういうふうな自己主張をするばかりでなくですね、町長がよく言う融和を図るの意味で、先程ちよこつとは言われましたけれども、やっぱり妥協するというふうな点も考えて貰わないいけないと私は思っておるんですけど、その点について、詳しくどのくらいに妥協案を持っているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私は、ずっと申し上げているように、選挙公約でありますから、それを何が何でもということは無いということも、どっかで答弁したことがあると思います。今の妥協という話でございますが、これは先程から言っておりますように、受ける方のご意向もあるようでございますんで、そこら辺を踏まえまして、まずは一律支給をやるのかやらないのか、そこら辺から詰めていただいて、議論を進めていただければなど、これは私の希望でございます。

議長（立石隆教） 浦議員、今の答弁で良いんですか？

七番（浦 英明） 良いです。

議長（立石隆教） ほかに質疑はございませんか。

岩坪 議員

八番（岩坪義光） 町長は、先程の財政は好転していると言われましたけれども、前から私どんが言っておりますけれども、合併の時の話ですが、「すぐ小値賀町は財政が破綻する。」「基金が無くなる。」そういうことで、今までやって、自立の道

を選んできました。今、この財政は、私はそんなに変わっていないと思います。自主財源が今ある程度、税収が減ってきてお
ります。ということ、人口が減、また高齢化で働く若い人達が、結局それだけ歳取って若い人達も減ってきている訳です。
そしてまた、町には借金もあります。そして国、また地方交付税などの依存財源、これが八割以上を占めております。その
中で今、国の借金が一千兆に迫り、また今後も、そのような規模の財源移転が続くとは考えられません。だから、人口減少、
少子高齢化の進む中で、働く人が減ってきている訳ですから、なおこれから財政の自由度は、なお狭くなってくると思いま
す。そういうことから、私達は、なるべく節目支給をと訴えてきた訳です。そういうことで、社会構造の変化を踏まえて、
ある程度の自立でいくな、持続可能な運営を考えていかなければと思っておるんですけども、町長はどういうお考えをお
持ちですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程も申し上げたと思いますけども、それは岩坪議員の言われることと違うかもしれませんが、交付税
に頼っているのは、もう事実でございます。そういうことで、合併の話が出ましたけども、その当時を思い起こしますと、
交付税が減る金額が今と比べて何億も違う数字が出て、こういうふうになるから合併をしないといけないのが、県の考え方だ
ったと思います。現実、殆ど交付税も下がっておりません。そういうことで、この間、起債も減額になってると思います
し、それから積立金の方も積み上がってきていると、そういうことから、この間、起債も減額になってると思います。先
程も言いましたように、永代ずっとやっていくということは分かりませんが、ここ何年かは今の情勢でも大丈夫だという判
断でございます。そういうことで、ちよつと理解度が違うかもしれませんが、財政状況については、そういう考えを持って
おります。

議長（立石隆教） 岩 坪 議 員

八番（岩坪義光） 一般家庭のように考えれば、私は良いと思いますけどね。金が今ところあるから、まあ「ばらまき」
じゃなかですけども、全員にやる。そうじゃなくて、先の見通しが中々、今、国の情勢を見てみると分からないから、私達
はある程度辛抱して、結局、子ども・孫のことを考えて、持続可能な財政運営をしていった方が良いんじゃないかと思っ
て、節目支給。やらんちゅう訳ではなかつてす。節目支給に考えていただけじゃないでしょうかということ提案します。その点
は如何ですか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） その点に関しましては、何回も議論をしていると思いますけども、先程の繰り返しになりますけどね。ここ何年か続けさせていただきたいというのが私の希望でございます。そういうことで、差額とか金額とかについては、前回から出てますんで分かっていると思いますけども、その分につきましては、節約も要るでしょうし、財源をどっから見つけてくるかということもあると思いますけども、私達は一生懸命、他の面で頑張つて、この敬老祝金と切り離してやっていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（立石隆教） 岩 坪 議員

八番（岩坪義光） 今、町長は他の面で頑張つてということとは、それなら自主財源をどげんかして増やすということを何か振興策で考えているということですか？そういう収入を増やすことを考えておるんですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） それは当たり前のことじゃないですか。だから、産業を興して自主財源を増やそうということで色々努力をしております。ということ、自主財源は出来るだけ増やしていきたいと、そのように考えております。

議長（立石隆教） 岩 坪 議員

八番（岩坪義光） 繰り返し言うごつなるですけども、町長も頭にくるといいうか、ちよつとイライラするかも分かりませんが、自主財源、結局、今、小値賀の人口がずっと減りよるですね。そして、高校の生徒も一人も残らず、就職したり進学したり出て行っております。そういう中で、一生懸命、自主財源を増やすように、それは頑張つているところは、それは町長が言わんとしているところは分かっております。しかし、増やすとも考えながら、結局辛抱するところも考えながらいかなければということ、私は色々上手には自分の気持ちを表現できませんけども、そういうふうには訴えている訳です。だから、要るところは要るで使う、そして辛抱していただくところはいただいで、財政運営をしていただく、そういうふうには町長に訴えている訳です。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） その考えは私も変わらないと思います。ただ、どこにそのお金を使うかということ、議員と私の考えと違うんだらうと、そういうふうには思っております。だから、自主財源の確保には勿論努めていかなければなりませんし、産

業振興も一生懸命やらなきゃいかないと、そういうことの中で、この敬老祝金だけに限ったことじゃないと思いますけども、この敬老祝金については、岩坪議員と考えが違うんじゃないかと、そういう感じをしております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はございませんか。

土川 議員

五番（土川重佳） 私はですね、節目支給から、あの時は八年前ですかね。あの合併等問題でやはり財源のことを皆さん考えて、そこは当時の首長がそういうことを執行部と考え、色々なことを思案して、ああいう節目支給になったと私は思っております。その中で、今回の首長、西町長の発想は、やはりこの一律支給をまたしたいということでありまして。しかし、何故、私もその一律支給でも今回良いのかなと思うには、やっぱり八年前と今現在では、町長もさつきから言っていますし、大丈夫でしょうということ、色々私、議員各位、色々検討委員会もして、一年間やってきました。そしてまた、去年ですか、九月は、その一律支給で皆さん受給をしたところが皆さん貰いこぼしが無いといえますかね、全員が受け取ったということも聞いております。そこで、私の意見としては、この一律支給には良いんじゃないかと私は思っています。しかし、この配給の仕方ですね、七十五歳から八十七歳までが六千円と八十八歳が八千円と、そしてまた、その中で現金支給にあくまでも拘らないという町長の提案理由もありましたけども、町長は、まあまあどこまで、現金を半分でも良いのか、ちよつとそのおつとん券ですか、六千円の場合は三千円、おつとん券が三千円、八千円の場合は四千円、おつとん券が四千円というような考えはどのように思っておりますか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私、さつき申し上げましたが、まずですね、一律支給で良いのかどうかという議論をさせていただきたいと思っておりますけども、話が先に進んだようでございますが、以前にも、おつとん券の支給をしているようでございます。平成十三年でしたかね。その時の失敗談と言いますか、そういうことも踏まえてですね、改善をしながらやっていけるんじゃないかという考えは持っておりますが、まずは一律支給が出来るのかどうか、そこら辺から議論をさせていただければなと思っております。その金額については後程また発言をさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

宮崎 議員

三番（宮崎良保） お伺いをいたします。

三月議会に、四月一日から、この条例は廃止になっております。三月議会に提出をしなければいけなかったと思うんです

けども、その提出しなかった理由に、私の一般質問の中に、「その後の住民の反応を聞いてみたい。」というような町長の答弁がありました。その住民の反応は、どのようなものであったか、お伺いをいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程、近藤議員の質問にもお答えをしたかと思えますけど、皆さん、ちよつとタブー視しているのかもしれないんですけど、あまり具体的な話は私の方には届いておりませんが、老人クラブ等の役員会辺りでは、「現金では非、支給をして欲しい。」と、そういう要望があったということは聞いております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） この敬老金を貰う人の中でですね、二十三年度から二十四年度の中で、後期高齢者の方は満額保険料を払わないという現状があります。であるならば、保険料が最も上がらない人での負担増は、どのくらいになるか、お分かりでしょうか？

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

後期高齢者の保険料につきましては、二十四年度、二十五年度がまた引き上げになっておりまして、そういうようなこともありますが、一番負担が少ない九割軽減の方が年額でございますが、四千二百円で、前年度が三千七百円ですので、五百円の増という、そういうような形になります。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） この敬老祝金はですね、昭和四十五年からはじめたと思うんですけども、その敬老祝金の制度が始まってからですね、金額の該当者ですね、人数、金額等々については、把握してますか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） お答えをいたします。

昭和四十五年度から始まっておりますが、その当時はですね、敬老年金ということで、支給をされているようでございます。ちよつと時間が無くて、完璧に調べることが出来なかったんですけども、その当時ですね、八十五歳以上に県の方が年金を支給するということになりまして、それに伴いまして町独自で八十歳以上に敬老年金を支給するという制度が始まって

いるようでございます。一部、議事録から調べたので詳細がちょっと分からないんですけども、その当時、八十歳以上が九十名、八十五歳以上が四十名ということで、金額につきましては四十万程度の祝金で始まっておりまして、ご承知のように節目支給になる前、平成二十年度で四百二十万程度ですから、この間で十倍ぐらいになってると、そういうことがありまして、節目支給に財政難のこともあったと思いますけども、二十一年度から節目支給になって金額が百万と、そういうふうになっていてという経過があると思います。先程、住民課長が答えた中でですね、後期高齢者の分だけ答えたと思いますんで、あと介護保険についても金額があるはずですので、答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護保険料につきましても、平成二十四年度から引き上げになっておりますので、月額については四百円、標準で上がっております。そういう方で収入が八十万以下ですと、第二段階ということで、約半分の軽減がありますので、そういうようなことをいたしますと、一千九百三十円ということになりました。昨年度が一千七百三十円ですので、二百円、毎月上がるというような状況になります。標準世帯では、先程申し上げましたように三千八百六十円、昨年度が三千四百六十円ですので、四百円上がっていることと、あと第六段階というのがありまして、町民税が課税で所得が百九十万円以上という、そういう方が二十数名居られます。そういう方は、五割増ということで五千七百九十円、前期が五千百九十円ですので、六百円ぐらい上がると、そういうような計算になります。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） それでは、後期高齢保険と介護保険料で合わせますと約四百円、二百円、そして今度が六百円ということになれば、もう一千円以上、年間に上がることですよね。第六期になった時の総額、上がる総額というとは分かりますかね？総額というか、最低額の、第六期の時の予想はつきますか？その上がる分の。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護保険料につきましては、議員もご存知のように、次、第六期の介護給付費がどれくらいになるかという算定をしなければと、あと高齢者の人数がですね、どういうような推移になるかということをはじめなければ保険料を決めることが出来

ませんので、総額もどれぐらい集めればいいのかという、そういうのもまだはつきりしていない状況です。

それから、後期高齢者医療制度につきましても、まだ不透明ではありますが、二十六年以降、このまま継続するというような形になりました。現在のところ保険料は決まっておりますので、これについては広域連合の方で議会等を開いてですね、そういう金額を決定するということになります。そのまま制度が存続することになれば、介護保険同様です。医療費がどれくらい掛かるか、そういうような試算をしまして、その後期高齢者の加入者、そういったもので按分してですね、保険料を決めるといふようなことになりますので、その分についても、まだ現段階ではですね、分からない状況です。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 支給条例の三条には、六千円、八千円、五万円というような分け方をしておりますけれども、これを見る限りにおいてはですね、一応、現金支給ではないかというように見て取れます。私としてはですね、条例にですね、支給の仕方を明記しろということなんですけれども、その点については、どう思われますか？

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩二） これから規則を作る訳でございます。その中で謳っていかうということでございます。そういうことで、殆どの条例が執行に關しましては、規則で定めるようになっておりますので、この条例についても同様の考え方を持っております。条例の規則ですね。先程から言っております金券が、現金が幾ら、他のやり方で幾らと、そういうのは規則で決めさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 規則も結構なんですけれども、私としては一応、条例です。規則っていうのは、もうはつきり言つて議員が及ぶ範囲では無いので、一応、条例に載せて貰つてという立場です。

そういうことで、ちよつと話をしますけれども、私としてはですね、基本的には、この敬老祝金については「ばらまき」というようなふうに思っております。年配者に対する畏敬の念の表現の仕方は、他にも方法があるんじゃないかというふうに思います。そこでですね、まあ一歩下がって、町長のマニフェストということであればですね、そうであれば、町長個人の政策的な色彩が強いと思えますけれども、その点についてはどう思いますか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程から言っていますように、私はマニフェストでは方針を決めるために、何のためにどういうふうな町の運営をやるかということ、あらかじめ皆様にお知らせして、するためにマニフェストに掲げているものでございまして、私個人と言いますか、そういうことも多分にあるかとも思いますけども、そういうふうにとられるのは、まあそれぞれの勝手でしようから、色々申し上げますが、それに全て拘ってる訳ではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） 今、個人と言ったのは、ちよつと訂正しても結構ですけども、まあ町長の政策にはある訳ですね、マニフェストで。そうすると、これ町長の政策と考えても良いでしょう、と思いますけども、それは納得ですね？

そうするとですね、一応、小値賀町の首長ですから、その効果がですね、私としては町全般に及ぶそういうものを念頭に置くのも良いのではないかなと、配慮すべきではないかなと、そういうふうに思います。それがまた、首長自身の責務というふうには私としては、そう思います。そういう立場からですね、一応、地域振興に繋がる商工会の発行する商品券で全て支給すべきではないかと、そういうふうには考えますけども。

議長（立石隆教） その考え方は、どう思うかということですか？

町 長

町長（西 浩三） お答えいたします。

一部、同じようなことなんでしょうけども、政策というのは全般に町民全体に広く行き渡る政策もあるでしょうし、ある部分では特定の方のためにやる施策もございします。そういうことで、この施策自体は、敬老祝金でございしますので、該当者に特定された祝金でございします。そういう考えの中で、考えを持ちますと、これを無理して地域全般に広げる必要は無いんじゃないかという考えを持っておりまして、特にまた「おっとん券」の話が出ましたんで申し上げますが、この「おっとん券」自体で、それにやると小値賀の島中に全部に広がるということは、まあ言い過ぎだろうと思えますし、加盟をしていない店もありますし、だから全額支給というのは考えておりません。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

末 永 議員

四番（末永一朗） 質問が、まあ同じ質問のようになるかと思いますが、私としても基本は現金支給が良いと思っておりますが、議会の中でもですね、やはり商品券をね、出したらどうかと、そしたら町の活性化に繋がるといような話が多く出ております。そういう中で、ほんならば、我々の給料も半分は商品券に換えたらどうかといような話もしました。しかし、急に出た話だから、それは纏まらなかつたけれども、先程から話の出ている土川議員の質問と重複するかもしれません。この規則の中にですね、商品券でもというようにことば町長が書いておるので、それを踏まえて議会でもですね、半分結局商品券にして、半分为現金というふうに話し合いになっている訳でございますが、まあ町長としては、そこら辺の感覚は、同じ質問になるかと思いますが、あくまでも現金支給というように考えを持っておるようです。おりますか？その辺をよろしくお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程来、お答えをしていると思えますけども、それに拘っている訳ではございませんので、金額については支給を認めていただくということであれば、またお話をさせていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 末永 議員

四番（末永一朗） 出来たらですね、やはり話し合いの上で、何か議会と町長とこう溝が出来るようなことじゃなくして、穏便に解決するような方法をお互いに考えて貰いたいと思えます。よろしくお願いします。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 私はですね、これはもう既に町長もご存知と思いますが、本町はですね、自立する自治体を目指して合併をしませんでした。しかしながら、このためにですね、総合的に財政の見直しを図る一環として、已む無く今回の敬老祝金の一律支給を廃止することにした経緯は、もう町長も承知と思えます。このことはですね、財政再建のためには、聖域を設けないとして行政の姿勢を示したものであります。そのことは、高齢者にもご理解をいただいております。しかしながら、町長は「高齢者を含め、町民の本意且つ社会的弱者を対象にした改革は実施すべきではなかった。」と述べておりますが、今でもその気持ちはお持ちですか？

町長（西 浩三） すみません。もう一回よかですか？後ろだけ、実施すべきでない…。

議長（立石隆教） 質疑の内容が最後のところがちよつと明確で無かつたということですので、もう一度お願いします。

（「後ろの部分だけ」と町長の声あり）

議長（立石隆教） 伊藤議員、どうぞ。

九番（伊藤忠之） 最後の分だけ申しますが、「高齢者を含め町民の本意且つ社会的弱者を対象にした改革は実施すべきではなかった。」と述べております。これに対して、現在もそういう気持ちをお持ちですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） そのように考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） それでは、ちよつと視点を変えまして、来年度からですね、社会福祉事務所が設置されます。そのことによつて高齢者の生活保護の受給者が増えてくるのではないかと、その可能性が十分にあるのではないかと、私は思います。

そしてまた現在、国が検討している後期高齢者医療制度、これもですね、廃止になるかもしれないという将来的な不安も抱えております。今後、老人福祉とは、老人福祉には慎重でなければならぬと思いますが、将来の財政、町財政をどのように捉えるのか、捉えているのか、お伺いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これは岩坪議員の質問だったと思えますけども、その時にお答えしたと思えますけども、ここ何年でどうこうになるというような財政状況ではないと、そのように認識をしております。で、まあ、ということ、この先程、福祉事務所のお話がありましたけども、まあ福祉事務所の本来の仕事からして、ここに福祉事務所が出来たから、何て言いますか…。生活保護者が急に増えると、そういうことは無いんじゃないかなという認識を持っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

二番（松屋治郎） 議長、修正動議。

議長（立石隆教） 松屋議員

二番（松屋治郎） 私は、議案第三二二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対する修正動議を、地方自治法第百十五條の二及び小値賀町議会規則第十七條の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出いたしたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教）　ただいま、松屋議員から、議案第三二二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対し、修正動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。
しばらく休憩します。

（修正案配付）

―	休憩	午前	十時	四十三分	―
―	再開	午前	十時	四十四分	―

議長（立石隆教）　再開します。

議案第三二二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対し、松屋議員から、お手元に配付しました、修正の動議が提出されました。

松屋議員

したがって、これを原案と併せて議題とし、趣旨説明を求めます。

二番（松屋治郎）　それでは、小値賀町敬老祝金支給条例案の修正案について趣旨説明を行います。
敬老祝金を支給する意味は、長年厳しい時代を乗り越え、小値賀町の発展、子どもの育成などに多大な貢献をしてこられたことに対する感謝の意を示すこと、並びに年齢を重ねる中で、生きる知恵や貴重な経験を身につけてこられた長老への敬いの心を表すもので、小値賀町の敬老の精神を長く後世に伝えるためにも、今後もし非続けて実施するべきであると思いません。

しかし、一方では、今後更に厳しくなることが予想できる財政問題、かつては社会的弱者と言われ厳しい環境におかれた高齢者に対し、高齢者医療制度や介護保険制度、社会福祉の充実、ボランティア活動の活性化など高齢者に対する支援態勢は、格段に整備されてきたことなどを踏まえ、また、昭和四十五年から始まった敬老祝金の一律支給を、数年前、節目支給にした経緯を考慮し、節目支給に変更した時点に戻すべきとの意見も理解するところであり、節目支給

小値賀町議会においても、この一年間、敬老祝金支給に関する検討委員会を設けて検討し、その結果を基に全員協議会でも協議を重ねてまいりました。

しかし、あくまでも、一律支給を主張する議員と、節目支給を主張する議員の間には、大きな隔たりがあり、一致点を見

い出すことができないまま、本年三月定例会で、節目支給に戻す改正案が賛成多数で可決されましたが、その後、再議に付され、一旦可決した改正案も廃案となり、その時点で、期限付きになっていた敬老祝金支給条例も消滅したことはご存知のとおりであります。

こうした経緯の中で、このたび、新たに、小値賀町敬老祝金支給条例が上程されました。

一律支給を主張する議員の主張も節目支給を主張する議員も、それぞれの正論と言うべき根拠が存在し、そもそも論を展開していたのでは、いつまでも平行線を辿り、一致点を見いだすことが不可能です。

そこで、それぞれの主張を勘案しながら、対立ではなく、妥協点を見いだす努力を、町民のためにすべきだと考えます。よって、立場や主張を尊重しつつ、お互いに譲歩し、ベストではないがベターな結論を出すとの観点から、とりまとめようというのが、本修正案提出の意図であります。

すなわち、一律支給を主張する方々の意見を取り入れる代わりに、支給額と支給方法に関して、財政的配慮、地域経済振興に寄与するという観点から、商工会の発行する「おっとん券」の活用を図るというのが、本修正案の趣旨であります。

この趣旨に則り、小値賀町敬老祝金支給条例を、次のように修正するというものであります。

第三条みだし中の「敬老祝金の額」の下に、「及び支払方法」を加える。

第三条中「ただし、第二号と第三号は、併給することができる。」を「ただし、第一号と第二号は、併給することができる。」改める。

第三条第一号中、「七十五歳から八十七歳の者」を「七十五歳以上の者」に改める。

第三条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条に次の一項を加える。

二 敬老祝金は、現金とする。ただし、一号の支給については、支給額のうち、三千円分を小値賀町商工会が発行する商品券で支給する。

とするものです。なにとぞ、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで、趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三番(宮崎良保) 議長、休憩をお願いします。

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

再開	休憩
午前	午前
十時	十時
五十七分	五十七分

議長(立石隆教) 再開します。

お諮りします。

修正案提出者から、訂正の申し出があります。

第三条みだし中「敬老祝金の額」の下に「及び支払方法」を加える。と書いてありますが、これを「及び支給方法」を加える。「支払」を「支給」というふうに訂正をしたいとの申し出がっております。

お諮りします。

ただいまのように、訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

よって、「及び支払方法」を「及び支給方法」に訂正することにいたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お席にお戻り下さい。

(松屋議員、自席に戻る)

議長(立石隆教) これから討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

一番（近藤育雄） 私は、松屋議員の修正の動議に、賛成の立場で討論させていただきます。

本件につきましては、議長の諮問機関として発足した、「敬老祝金支給検討委員会」において、昨年九月から約五ヶ月間にわたり、情報収集及び検討を重ねた結果、「本施策は元に戻すか廃止するかを含め、支給額、支給年齢、支給方法などを再考する必要がある。」という結論を出し、これを答申書に纏めて議長宛に提出した経緯があります。

答申書の中で縷々説明しておりますが、昨今の経済情勢の中で、「持続可能な政策であるか否か」を問うとき、答えは歴然としております。持続できるとは思えません。

諮問の答申どおりにならないのは残念ですが、政策的に、「どうしても支給する。」と決定するならば、せめてその半分でも、地域に閉じる商品券で支給し、幾ばくかでも地域経済への貢献を図るのがベターだと考えるからです。

以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

七番（浦 英明） 確認します。賛成討論の続きですね？

議長（立石隆教） はい、そうです。

七番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

敬老祝金は、福祉サービス等の施策が殆ど無かった時代、高齢者に対して敬老の意を表し、また長寿を祝い、併せて生きがいを実感してもらうことにより、高齢者福祉増進を図ることを目的として始まった事業であります。

現在では、一定の役割を果たしたものと思っております。

長崎県も廃止し、近隣自治体を含む殆どの自治体が節目支給等の見直しを行なっている中、一律支給という全国的な流れに逆行する根拠はどこにあるのか、よく分からないし、対外的に説明する根拠としては不十分であります。

浦 議員

近藤 議員

私は原則、節目支給という考えに変わりはありません。それから、我々が議会で議決したことを不服として再議にかけ廃案としたことに怒りすら覚えております。しかしながら、このように再議、この再議といえますのは、初めてのことでありまして、大変なことであると私も認識しております。このような再議を繰り返していくならば、一番困るのは小値賀町の住民であります。町長がよく言う「融和を図る。」のであれば、妥協することもやむを得ないのかなというふうにも考えております。このように私自身、自問自答をしながらも、私は最大限、譲歩し、一律支給の半分三千円を現金、半分三千円を商品券にすることを断腸の思いで賛成をいたします。

以上のような理由で、私は、議案第三二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対する修正動議について、賛成をいたします。これで討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 私は、議案第三二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対しての修正案に、賛成をいたします。

今回の敬老祝金条例で、一年も経過し、その間、住民からは不満の声もあがっており、これ以上、引き延ばすのは住民や対象の高齢者を混乱させてしまう恐れがあり、已む無く、私は三步も四歩も譲渡して、今回の条例案に賛成をいたしますが、合併せずに自立していくならば、本町の行財政には慎重にならなければならない、その決意を町長に持っていたいただきたいと思えます。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第三二号、小値賀町敬老祝金支給条例案に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第三二号、小値賀町敬老祝金支給条例案は、修正可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日、六月十四日は、午前十時から開議します。

本日は、これにて散会します。

ご苦労様でした。

— 午 前 十 一 時 四 分 散 会 —